

香川県建設工事指名競争入札参加資格審査における総合点数算定要領

(趣 旨)

第1 香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準(昭和55年香川県告示第427号)第3条第2項に規定する総合点数の算定については、この要領の定めるところによる。

(総合点数)

第2 総合点数は、経営事項審査の総合評定値及び第3に規定する技術評価点数の合計とし、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに算定する。

(技術評価点数)

第3 技術評価点数は、次に掲げる項目ごとに算定した数値の合計とする。

1 技術力

次に掲げる項目ごとに算定した数値の合計 A

$$A = A1 + A2 + A3$$

ただしA2は、舗装工事に限り加算する。

(1) 技術職員数(1・2級技術職員数)

経営事項審査における技術職員数に基づいて次の算式により算出した数値 A1

$$A1 = 5 \times j + 2 \times k$$

j : 1級技術職員数

(20を上限とする。)

k : 2級技術職員数

(監理技術者を補佐する資格を有する者(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)、登録基幹技能者及びレベル4技能者を含む。)

j+kの合計は40を上限とし、20を超えるjはkとして算定する。

(2) 技術職員数(舗装施工管理技術者数)

経営事項審査基準日における常勤雇用の舗装施工管理技術者数(香川県内の営業所に限る。)に基づいて次の算式により算出した数値 A2

$$A2 = 5 \times u + 2 \times v$$

u : 1級舗装施工管理技術者数(10を上限とする。)

v : 2級舗装施工管理技術者数

u+vの合計は20を上限とし、10を超えるuはvとして算定する。

(3) 若年技術職員数

経営事項審査基準日における若年技術職員数(2級技術職員(監理技術者を補佐する資格を有する者(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)、登録基幹技能者及びレベル4技能者を含む。)以上の資格を有する者に限る。)に基づいて次の表により算出した数値 A3(1人の職員につき若年技術職員として申請できる建設業の種類の数に2までとし、経営事項審査で申請した種類と異なる種類での申請を妨げない。香川県内に主たる営業所があるものに限る。)

若年技術職員数	点数
1人	10点
2人	15点
3人	20点
4人以上	25点

2 工事成績

香川県土木部、農政水産部、総務部営繕課並びに環境森林部森林・林業政策課（旧みどり整備課）及びみどり保全課が所管する工事（出先機関を含む。）かつ工事成績を通知した工事（建築一式工事、電気工事及び管工事を除く。）のうち、算定しようとする建設工事の種類に係るものについて、格付をする年の前4年間における香川県建設工事成績評定要領に基づく評定による工事成績評定点を基礎として、次の算式により算出した数値 B（当該期間に工事成績評定点がない場合は0とし、1件の場合はこの算式により得られた数値を2で除して得た数値とする。）

$$B = \frac{L}{M} \times 10 \quad (\text{小数点以下第1位を四捨五入})$$

$$\left[\begin{array}{l} L : \text{評定による1件ごとの工事成績評定点からそれぞれ65点を減じて得られた数値の合計} \\ M : \text{評定による工事成績評定点の件数} \end{array} \right]$$

3 法令違反等

次に掲げる項目ごとに算定した数値の合計とする。

(1) 指名停止

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）に基づく指名停止の期間に基づいて、次の算式により算出した数値 C

$$C = -10 \times P$$

P：格付をする年の前年に措置された指名停止の月数（1月に満たない期間がある場合は1月とする。）

(2) 営業停止

法第28条第3項の規定に基づく営業停止（香川県域内における処分に限る。）の期間に基づいて、次の算式により算出した数値 D

$$D = -1 \times Q$$

Q：格付をする年の前年に処分を受けた営業停止の日数

(3) 指示処分

法第28条第1項又は第2項の規定に基づき香川県知事が行った指示処分に基づいて、次の算式により算出した数値 E

$$E = -5 \times R$$

R：格付をする年の前年に受けた指示処分の回数

4 ISO

経営事項審査におけるISO（国際標準化機構）規格の認証取得状況に基づき、次の算式により算出した数値 F

$$F = S + T$$

S：ISO14001認証取得の点数 = 20

T：ISO 9001認証取得の点数 = 20

5 機械・運搬具

次に掲げる項目ごとに算定した数値の合計 G

$$G = N + O1 + O2$$

- (1) 経営事項審査基準日における機械・運搬具の残存価格（貸借対照表Ⅱ固定資産 有形固定資産機械・運搬具における減価償却後の金額）について、1,000万円ごとに2点を加えて算出した数値 N（20を上限とする。香川県内に主たる営業所があるものに限る。）

- (2) 経営事項審査における建設機械の所有及びリース契約の台数に2点を乗じて算出した数値 O1 (30を上限とする。香川県内に主たる営業所があるものに限る。)
- (3) 経営事項審査基準日における舗装工事用の建設機械の所有及びリース契約 (経営事項審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有するものに限る。ただし、経営事項審査基準日からの契約期間は1年7か月に満たないが自動延長文言が記載されているものを含む。) の状況により算出した数値 O2 (40を上限とする。舗装工事に限る。香川県内に主たる営業所があるものに限る。)

対象機種		規格	点数
アスファルトフィニッシャ		舗装幅 (伸縮式最大) 2.4m以上	10点
※	マカダムローラ	質量10t以上	10点
	タイヤローラ	質量 8t以上	10点
	モータグレーダ	ブレード幅3.1m以上	10点

【注意事項】

- ※の機種は、アスファルトフィニッシャを所有またはリースしている者のみに加点する。
- ※の機種は、経営事項審査基準日において有効な特定自主検査を受けていること。

6 雇用者数

経営事項審査基準日における常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数に0.5点を乗じて算出した数値 H (20を上限とする。香川県内に主たる営業所があるものに限る。小数点以下は切捨て。)

7 エコアクション21 (環境省が策定した環境マネジメントシステム)

経営事項審査基準日において、入札参加資格を得ようとする営業所の認証登録状況に基づき算出した数値 I

I : 認証登録の点数 = 10 (4 に規定する ISO14001 との重複加点はしない。)

8 障害者雇用

経営事項審査基準日における、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) に基づく障害者の雇用状況に基づき、次に掲げる数値 J (香川県内に主たる営業所があるものに限る。)

- (1) 1人以上の障害者雇用義務のあるものが、障害者雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合の点数 = 10
- (2) 1人以上の障害者雇用義務のないものが、障害者雇用率制度上における障害者の範囲に該当する者を常勤雇用している場合の点数 = 10

附 則

この要領は、令和7年度の香川県建設工事指名競争入札参加資格審査から適用し、令和6年度の香川県建設工事指名競争入札参加資格審査については、なお従前の例による。